

町営住宅募集案内書

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

美浜町役場 産業建設部 都市整備課 住宅支援係

電話 0569-82-1111 (内線246)

● 申 込 方 法

申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、役場都市整備課に提出して下さい。

● 申 込 資 格

- 1 美浜町に居住する方または町内に勤務場所を有する方であること。
- 2 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方、及び婚約者を含む）があること。
 - ① 親族とは民法上の親族を意味します。
 - ② 単身者の申込みはできません。
 - ③ 内縁関係にある方は戸籍謄本で他に婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。
 - ④ 離婚調停中（裁判所の事件証明書等が必要）などの理由がない限り、夫婦を分割して申込みとはできません。
 - ⑤ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例：兄弟姉妹（両親死亡の場合を除く）での申込み。
例：ほかに扶養義務のある親族と同居する申込み。
例：祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
例：おじ、甥、いとこ等との申込み。
例：友人・知人同士での申込み。
 - ⑥ 町が定める入居可能日から10日以内に、申込書記載の家族全員が入居できる方でないと申込みできません。

なお、婚約により申込みされた方は、入居可能日から10日以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、1か月以内には、申込家族全員が入居してください。（入居後、世帯全員の住民票を提出していただきます。婚約者の方は婚姻届手続終了後の住民票を提出してください。）
 - ⑦ 出生や死亡の場合を除き、申請後の同居親族の変更や婚約者の変更があった場合は申込を無効とします。（死亡等により、単身者となった場合は入居の資格を失います。）
- 3 収入基準に適合していること。
 - ① 申込日現在での、申込み家族全員の収入金額が収入基準の対象になります。
 - ② 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。
- 4 町税の滞納がないこと
- 5 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
 - ① 申込者本人及び同居予定者の中に持家（自家所有者）の方がいる場合は申込みできません。

「売却や差し押さえ等により入居可能日までに持家（自家所有者）でなくなることが証明できる場合を除きます。」

6 申込者及び同居する親族全員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員)でないこと

● 選考方法

- 1 20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人(65歳以上)、心身障害者等については、優先的に選考されて入居することができます。
- 2 住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定します。
- 3 住宅の困窮順位が定め難い場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

● 入居決定通知

- 1 入居決定者には、「入居決定通知書」を通知します。
- 2 入居決定通知書には、「敷金(家賃額の3か月分)の納付書」及び「賃貸借契約書」等の書類が同封されておりますので、指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をしてください。なお、納付された敷金については無利子とし、退去後に退去月の日割家賃等を差し引いた残額を還付いたします。
- 3 申込後に住所や連絡場所を変更された方、又は辞退される方は、直ちにご連絡ください。

● 共益費等

★町営住宅に入居されますと、家賃以外に次のような費用が必要になります。

- 1 水道・電気・ガス等の使用料。
- 2 居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用。
- 3 汚物の処理等に関する費用。(排水管の清掃費、汚物処理場の保守管理費用等)
- 4 共用部に設置されている設備を使用するための費用。
(階段灯・街路灯の電気使用料、共用水栓の水道使用料、集会所の維持管理費用等)
- 5 共用敷地の清掃及び樹木・草花等を手入れするための費用。
- 6 その他

● 資格喪失

★次の方は、入居決定後であっても入居の資格を失います。

- 1 受付後において、申込資格がないことが判明した方。
- 2 受付後において、二重申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方。(この場合は今後の受付は一切いたしません。)
- 3 受付後において、同居親族の変更(出生・死亡の場合を除く)や婚約者の変更があった方。
- 4 受付後において、住宅や連絡場所等の変更があっても連絡のなかった方。
- 5 指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をされない方。

6 入居可能日から10日以内に申込家族全員が入居できない方。なお、婚約により申込みされた方は、入居可能の日から10日以内に申込者のうち1名は必ず入居し、入居可能の日から1か月以内には申込者全員が入居してください。

● 注 意 事 項

- 1 入居後、秩序ある住みよい団地をつくり、明るい楽しい近隣生活を営んでいただくため、入居者の皆様には自治組織としての町内会等既存のものに加入し、速やかに入居者の利便の増進と団地生活の円滑な運営を図っていただきます。
- 2 毎月の家賃は必ず納期限（その月の月末）までに納付してください。家賃を3か月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただきます。
- 3 犬・猫などのペット類は、鳴き声や悪臭等のため近隣の入居者の方に迷惑をかけることとなりますので、飼育は固くお断りしております。申込みに際しては、その点を十分ご留意いただき、良好な共同住宅環境で生活できるようご協力ください。（盲導犬等は除きます。）
- 4 入居決定され駐車場を利用したい場合は、都市整備課までお尋ねください。
- 5 町営住宅には、多数の方々が入居されております。快適な共同生活を円満に営むためには、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要となります。入居されましたら、町営住宅を明るく楽しい生活の場所としてくださるようお願いいたします。

● 申込みに必要な書類

1 町営住宅入居申込書

2 家族全員（入居される予定の方）の省略のない住民票

3 在勤を証明する書類

勤め先のわかる書類（源泉徴収票、給与明細書等）又は在勤証明書（勤め先から交付を受けてください）を提出して下さい。

4 収入を証明する書類（別紙参照）

① 婚約者の方で、現在収入のある方でも、入居可能日までに退職することを条件に申込みをされる方は、退職予定証明書を提出して下さい。退職予定証明書があれば、所得証明書は不要です。なお、この場合、入居可能日までに退職証明書を提出していただくことになります。

② 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

5 扶養又は無職を証明する書類

申込家族のうち、収入のない方については、無職の証明又は扶養されていることを証明する書類が必要です。

① 最近退職された方は、離職票の写し又は、退職証明書を提出して下さい。

② 収入のある方の扶養になっている方は、健康保険証（国民健康保険証を除く）の写し又は、市区町村の税務担当課で発行される扶養証明書又は非課税証明書等を提出して下さい。

6 納税証明書

申込者分の納税証明書（未納の税額のない証明）を提出して下さい。

7 婚約中の方は下記の書類

① 婚約証明書又は婚約入居の誓約書

8 次に該当する方は戸籍謄本・家族全員の省略のない住民票（本籍・住所が町外の方）

① 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みする方。

② 父子世帯・母子世帯で申込みする方。

③ 内縁関係等で申込みする方。

④ 別居中の親（子）世帯等と、同居する申込の方。

9 その他

① 別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方は、同居入居の誓約書。

② 心身障害者の方は、障害を証明する手帳の写し等。

③ 原子爆弾被爆者の方は、被爆者であることを証明する書類。

④ 離婚調停中の方は、裁判所発行の事件証明書等。

⑤ 持家処分により申込みされる方は、不動産の媒介契約書、又は競売開始の証明書等。

⑥ 現在、賃貸アパートや借家等に居住されている方は、賃貸借契約書の写し、又は家賃の支払い済証明書等。